

追納で老齢基礎年金額を増やしませんか?

国民年金保険料の免除や猶予の承認期間があると、**全額納付した場合と比べて年金額が少なくなりますが、10年以内に後から納付(追納)することで、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。**また、追納分は、市・県民税の申告で社会保険料控除の対象になります。



■申請方法

年金事務所または保険年金課に「国民年金保険料追納申込書」を提出してください。

保険年金課で申し込みをした場合は、後日、日本年金機構から納付書が送付されます。お急ぎの場合は年金事務所の窓口でお申し込みください。

令和8年3月31日(火)までに追納する場合の保険料額(月額)

年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	注意事項
平成27年度分	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円	追納加算額が上乗せされています。
平成28年度分	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円	
平成29年度分	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円	
平成30年度分	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円	
令和元年度分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円	
令和2年度分	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円	
令和3年度分	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円	
令和4年度分	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円	
令和5年度分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円	
令和6年度分	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円	追納加算額はありません。

《注意》①平成27年度分は、平成28年2月・3月分の追納に限ります。

②4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認されていた場合は、それぞれ減額された保険料が納付済の場合に限り追納ができます。

③承認などを受けた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112、保険年金課国民年金担当

郵便局で令和8年度交通災害共済の申し込みを開始します

交通災害共済は、皆さんのが会費を出し合って会員となり、交通事故により負傷した会員のかたに見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

加入申込書は全戸配布しませんので、市内の各郵便局窓口でお申し込みください。

■見舞金

死 亡	120万円
傷 害	2万円～22万円（治療実日数3日～）
身体障害	80万円（1級または2級）

■年会費

ひとり500円

■加入期間

4月1日（中途加入の場合は申込日の翌日）～令和9年3月31日

■受付窓口

市内各郵便局で



県マスコットキャラクター コバトン

問合せ 市民課住民担当、安心安全課防犯・交通安全担当